

証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表

| 現行  | 改正案   |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条の規定により、次の各号に掲げる者(以下「証人等」という。)に支給する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第1項の規定により、農業委員会に關係人として出頭した者で直接利害關係のある者以外のもの</p> <p>(8)～(9) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条の規定により、次の各号に掲げる者(以下「証人等」という。)に支給する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第1項の規定により、農業委員会に關係人として出頭した者で直接利害關係のある者以外のもの</p> <p>(8)～(9) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p> |